

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部
を改正することについて

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

表丹沢野外活動センターに設置する「いろり棟（昔の生活学習館）」の建設
工事が契約期間内に完成しない見込みとなったことに伴い、標記条例で定めた
供用開始期日を延期するため、改正するものであります。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成28年秦野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成29年4月1日」を「平成29年6月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。